

印紙税の課税文書(紙)と過怠税について



消費税のインボイス制度が今年の税制の眼玉になりますが、消費税は間接税です。直接税とは文字通り皆さんや法人が直接、国等に納める税金を言います。所得税や法人税、事業税、固定資産税、相続税、贈与税、自動車税がその代表的なものです。間接税には消費税、地方消費税、酒税、たばこ税 たばこ特別税、市町村たばこ税、道府県たばこ税、関税、LPガス税、入湯税、ゴルフ場税、印紙税と多種なものが、皆さんは購入するときに、或いは利用するときに納めています。ガソリンなどが値上げにより高値となったため大臣が急遽、ガソリン税の税率引き下げの検討を示唆しましたが、こうしてみると物の価格を構成するなかに間接税がかなり含まれているということを今更ながら気づかされます。今日は間接税である印紙税について少しお話しします。

印紙税は文書に課税されます。文書とは紙です。消費税には20の課税文書があります。文書に記載された金額により納付する税額が決まります。印紙を文書に貼って納付しますが、200円から60万まで課税文書の記載金額により印紙税額が定まっています。身近なもの領収書や契約書がありますね。非課税文書もあります。おなじ領収書でも記載された金額が5万円未満のものは印紙を貼ることは不要です。また領収書でも売上げに関しないものも印紙を貼ることは不要です。つまり非課税ということです。印紙を貼っていない文書があって、税務署に指摘された時には過怠税という罰金を徴収されます。60万円の印紙を貼るべき文書に該当した時にはその三倍の180万円が過怠税として徴収されます。印紙税が少額でも文書が多数の枚数となると結構な額の過怠税となることに驚きます。もちろん経費にもならずダブルパンチです。

事務担当者の手元に必ず印紙税額一覧表をおき、①作成する文書に印紙税の課税文書がないか。②また節税するにはどうしたら良いか、必ず検討して下さい。当事務所を是非ご利用ください。

四ヶ所十郎



こちら総務部便り

Vol. 27

2022
如月号

「キャッシュレス化」世界と日本 ①

日本をはじめとした世界各国では、決済方法にクレジットカードや電子マネーなどを使用する「キャッシュレス化」が進んでいます。なぜキャッシュレス化が必要なのか？世界と比較して日本はどうか？解説します。

キャッシュレス化に取り組む日本の現状

日本はキャッシュレス化の推進に力を入れています。経済産業省が公表したレポートによると、日本のキャッシュレス決済比率や決済額は年々増加傾向にあり、2020年には決済比率が29.7%と過去最高を記録しました。ただし、2018年時点で韓国94.7%、カナダ62.0%、イギリス57.0%、アメリカ47.0%など、世界各国と比べると低い水準となっており、日本では現金決済の割合が依然として高いことがわかります。政府はこの進展状況を受けて、2018年に策定された「キャッシュレス・ビジョン」や2019年に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」の中で、キャッシュレス決済比率について今後2025年6月までに40%程度まで引き上げる目標を掲げています。

国がキャッシュレス化の推進に取り組む主な理由

・インフラコストを削減できるため

現金のほうがキャッシュレスよりもコストがかかりやすいという特徴があります。紙幣の印刷・運搬、ATMの設置・運営、偽札チェックなど、すべての工程に費用がかかるためです。そこで、国はキャッシュレス決済の比率を上昇させることで、インフラコストの削減につなげたい狙いがあります。

・インバウンド消費の拡大

キャッシュレス決済に対応した店舗が不足していると、日本円を持たない訪日観光客の消費者行動に影響を与える可能性があります。そこで、国はインバウンド消費の拡大政策のひとつとして、キャッシュレス化の推進に取り組んでいるのです。

・業務効率化、労働力不足への対応

現金決済の場合、閉店後の集計や銀行口座への入金などの業務が発生します。キャッシュレス化を推進することで、現金管理業務の効率化を図り、労働力不足にも対応しやすくなります。

・ベンチャーを中心とした経済の活性化

日本のキャッシュレスサービス市場は発展途上であり、日々新たな決済アプリやサービスが登場しています。そこで、国がキャッシュレス化の推進に取り組むことで、ベンチャーを中心とした経済の活性化が期待されているのです。

今回は、日本がキャッシュレス化に取り組む日本の現状と理由を解説しました。次回は、普及率94.7%の韓国、その他各国のキャッシュレス化に着目して記事にしたいと思います。

辻直英

値上げラッシュ

先日、うまい棒が値上げするというニュースを目にしました。ずっと10円だったあのうまい棒が、何があっても10円だったあのうまい棒が、ついに12円に……。金額にするとわずか2円ですが、率にすると20%の値上げです。これは大きいですね。我が家の電気代やガス代も軒並み上昇中なのですが、これら値上げの原因と今後どのようなものが値上げされていくのか調べてみました。

値上げの原因は、円安・コロナ禍の供給制約・人手不足・コンテナ不足・原油高など。それらによって、物流費・人件費・資材費・原材料費・燃料費が高騰。また、アメリカやイギリスなど世界中で金利を上げる動きが出てきているのに対し、日本は緩和継続。金利差が拡大していくと円を売ってドルを買う円安の動きが加速する。今、輸入物価は44%上がっていてオイルショック並みだそう。これがさらに上がっていく可能性も。

値上げされるものは、電気、ガスはもとより、1月からはコーヒーや食パン菓子パン、4日から小麦粉、31日にはスナック菓子。2月はハム・ソーセージ、冷凍食品、菜種油、パスタ・パスタソース。3月はマヨネーズ・ドレッシング、チルド麺・冷凍麺、焼酎。4月は生めん類、ウイスキーなどが発表済み。食料品だけでなくアルミホイル⇒2月1日、ティッシュペーパーなど家庭紙の全製品⇒3月22日、照明器具、蛍光灯⇒4月1日、バス、トイレ(LIXIL)などの日用品も値上がりしそうです。

これらに加え、75歳以上の一定以上の所得がある人の医療費や、火災保険料の10年契約廃止による実質的な値上げ、また今後、首都高、鉄道料金の値上げも予定されているのだとか。

完全にスタグフレーションじゃないでしょうか。はたして賃上げは実現するのか。今後注目です。

四ヶ所 直樹





旧正月 -Lunar New Year-



旧正月とは旧暦の正月のことで、主に1月1日のことを言います。中国だけではなく、シンガポール、韓国、ベトナム、マレーシアなどの国も祝日として定められています。今回は旧正月の日付、各国はどのように旧正月を過ごしているのかご紹介致します。

2022年の旧正月は2月1日です。旧正月は日付が毎年違います。アジアの多くの国では旧正月を祝う伝統がありますが、日本はアジア圏の国の中で、旧正月を祝わない国のうちの1つです。なぜ祝わなくなったのでしょうか？

多分私の考えは旧暦を用いていた頃に正月もその暦で祝っていましたが、明治維新後、日本は西暦に変わり、新暦の1月1日を正月と呼び、太陰暦の正月を廃止して「旧正月」と呼ばれました。したがって、現代の日本では、沖縄と一部の地方を除いて、ほとんどの場所が旧正月を祝っていません。

それぞれの国で一般的な旧正月の過ごし方を見ていきましょう。

【中国】

「春節」と呼ばれた中国の旧正月は、中国で最も大切な伝統的な祝日です。この時期になると、町中の道路や建物に赤い灯笼や提灯といった飾りが取り付けられます。また、吉祥とおめでたい気分を表す絵などを門や入り口に貼り付けたり、生き生きとした植物で部屋を飾ったりして新しい年を迎えます。

【韓国】

韓国の旧正月は「ソルラル」と呼ばれます。当日と前後の2日をあわせて、3日間前後が連休になり、一年で最も長い休日です。中国と同じように、韓国も家族一同、新年を迎える習慣があります。旧正月が近づくと、親戚やお世話をする人にプレゼントを贈り、先祖を供養する儀式が行われます。その後、皆でお正月の伝統料理「トックク」を食べ、旧正月を楽しみます。

【ベトナム】

ベトナムは旧正月のことを「テト」と呼ばれています。旧暦に基づいて決められるので、毎年変わる祝祭日になります。2022年1月31日から2月4日までが今年のお休みです。「テト」はベトナムで最大かつ最も活気のある伝統的な祭りです。ベトナムの人々は、「テト」を昨年のごとくに別れ告げて新年を迎える日と見なし、通常、太陰暦の12月中旬から新年の準備を始めます。黄梅花や桜の花等の鮮やかな花、もち米から作られるバインチュンという料理は「テト」に最も不可欠なものです。

【マレーシア】

マレーシアでは旧正月は「Chinese new year(チャイニーズ・ニューイヤー)」や「春節」と呼ばれます。マレーシアには中国人が多く、春節を祝う習慣は他のアジア国とほぼ同じです。地元の中国人のほとんどは福建省出身で、福建省南部の文化の影響を受けているため、春節にはパイナップルを購入する必要があります。福建省南部の方言により、「パイナップル」と「ワンライ」はホモフォニーで、パイナップルは春節の縁起の良い果物といわれます。旧正月の期間中に、お互いを訪問するときにオレンジを渡すのが好きです。オレンジは「吉」と同音であり、幸運を象徴しています。

以上2022年の旧正月と各国旧正月の過ごし方をご紹介させていただきました。少しでも隣国の人々のお正月文化が面白いと思って頂ければ嬉しいです。最後は旧暦ですが皆様今年もよろしくお願い致します。



フウン



事業復活支援金

県や市の新型コロナウイルス感染症緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び都道府県の要請による飲食店の休業・営業時間の短縮や外出の自粛等の影響により、10月分の売上が大きく減少している中小企業等に対して事業の継続を支援する月次支援金の申請が1月末で終わりましたが、今度は、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受けた中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給する事業復活支援金の申請の受付が1月31日から始まりました。

以下の①と②を満たす事業者が給付の対象となります。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者（詳細は下記図）

需要の減少による影響	供給の制約による影響
① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会を減少	② コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達
② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会を減少	③ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少	④ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約
④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少	※新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たしません ・実際に事業収入が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合 ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合 ・要請などに基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合 等
⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費の減少	
⑥ 顧客・取引先※が①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスの売上の減少 ※顧客・取引先には他社を介した間接的な顧客・取引先を含む	



～財務指標の視点から決算書を見る⑬～

今回は、キャッシュ・フロー計算書の直接法と間接法について書き記していきます。キャッシュ・フロー計算書の三つの項目のうち、営業活動によるキャッシュ・フローについては「直接法」と「間接法」と2種類の表示方法があります。いずれを採用するにしても、営業活動によるキャッシュ・フローの最終値は一致します。

直接法・・・営業活動によるキャッシュの収入や支出（商品の販売や仕入、給料の支払い、経費の支払いなどの主要な取引）の流れを、総額でとらえた表示方法になります。メリットは営業活動によるキャッシュ・フローがどういった理由から増減につながったかを詳しく把握できることとなります。デメリットは手間と時間がかかることです。

間接法・・・損益計算書の税引前当期純利益から、営業外収益や営業外費用、特別利益や特別損失の営業活動に関与しない部分を相殺して、非資金項目などを除外し、売上債権や仕入債務を間接的に加減する方法で計算したのになり、端的に言うとも営業収入や費用を直接計算しないために間接法と呼ばれています。メリット、デメリットは直接法と反対の意味になります。

営業活動によるキャッシュ・フローの直接法と間接法は下図になります。

直接法		間接法	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
商品の販売による収入	×××,×××	税引前当期純利益	×××,×××
商品の仕入れによる支出	××,×××	減価償却費	××,×××
給料の支払いによる支出	××,×××	売上債権の増減	××,×××
経費の支払いによる支出	××,×××	棚卸資産の増減	××,×××
		買掛金の増減	×,×××
小計	×××,×××	小計	×××,×××
法人税等の支払額	××,×××	法人税等の支払額	××,×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××,×××	営業活動によるキャッシュ・フロー	×××,×××

営業活動によるキャッシュ・フローの金額は一致



～前問～



- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
- (注) 対象月の売上が30%以上減少していても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない場合など、給付要件を満たさなければ給付対象外です。

北原

☆新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合等は、給付要件を満たしません

- ▶実際に事業収入が減少したわけではないにもかかわらず、通常事業収入を得られない時期（事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など）を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合
- ▶売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合
- ▶要請などに基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合 等

※お問い合わせ先です※

事業復活支援金事務局 ホームページ

URL : <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

事業復活支援金事務局 相談窓口

【申請者専用】

- TEL : 0120-789-140
- IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-6834-7593(通話料がかかります)

【登録確認機関専用】

- TEL : 0120-886-140
 - IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-4335-7475(通話料がかかります)
- ※いずれの相談窓口も受付時間は、8時30分～19時00分(土日、祝日含む全日対応)
 ※携帯電話からでもフリーダイヤルにお電話していただくことができます
 ※お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようにお問い合わせ申し上げます。